

579 私学用地免租

〔「法学新報」第30巻2（338）号 大正9年2月1日〕

○私学用地免租 大蔵大臣は去る十二月二十二日省令を以て私立学校用地免租に関する法律施行方法を定め大正九年一月一日より施行する旨公布したるか其概要は左の如し

私立学校用地に対し地租の免除を請はんとする者は左の事項を具し所轄税務署長に申請すへし

- 一 所在郡、市、区、町村並土地の字、番号、地目、段別又は坪数、地価及其用途
- 二 学校管理者と納税義務者の異なるときは無料借地たることを証する書面
- 三 学校の設立又は変更の年月日

前項の申請を受けたる場合に於て収益を生ずる土地あるときは税務署長は大蔵大臣に稟議すへし地租の免除を受けたる土地にして之か借用を廃止し又は無料借地と為したるときは土地所有者又は納税義務者は直に所轄税務署長に届出つへし